

医療提供体制推進事業補助金の予算額の確保について

【担当省庁】厚生労働省

奈良県における取組

1. 現状

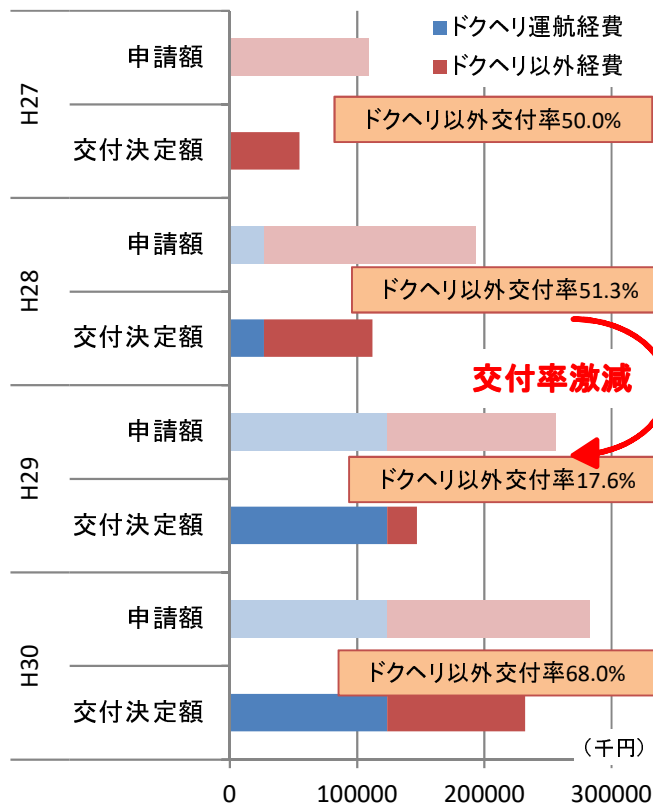
医療提供体制推進事業費補助金については、平成24年度から一方的に減額調整がなされており、H30年度のドクヘリ以外交付率は68.0%と向上したものの、奈良県の医療提供体制施策の推進及び関係機関の事業の実施に大きな影響が生じている。特に平成29年度のドクターヘリの運航経費以外の交付率は17.6%となっており、国庫補助事業として事業が成立しない状況となった。

本県では、特に、ドクヘリの運航を年間通して開始した平成29年度以来（運航開始：H29年3月21日）、ドクヘリ運航経費が交付決定額全体のうち多くの割合（金額）を占めており、ドクヘリ以外経費の交付率（交付決定額）を押し下げている状況にある。

グラフ：H27以降の申請額と交付決定額（交付率）の推移

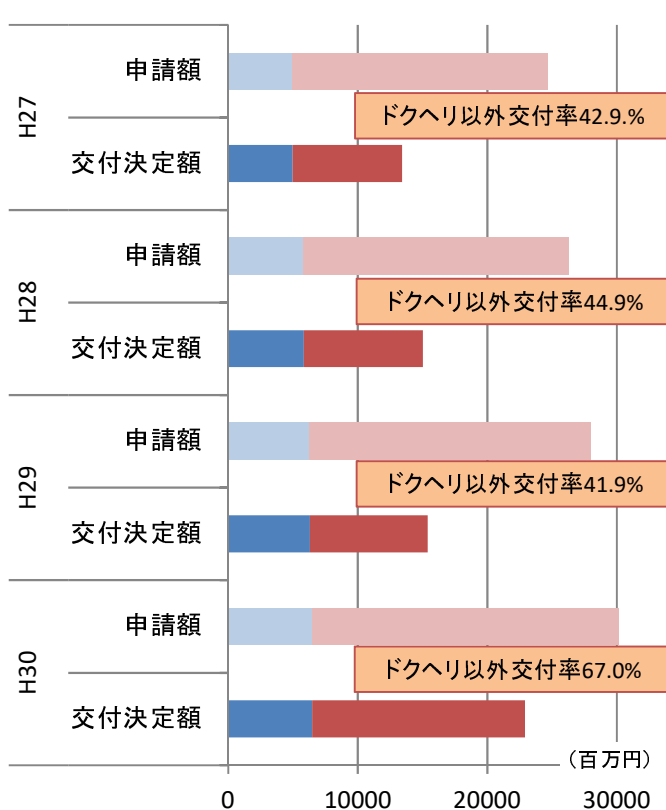
●奈良県

H29ドクヘリ以外交付率は17.6%と極めて低い



●国全体

国全体の交付率も年々減少傾向



補足：現行国の配分ルールでは、ドクヘリ経費は申請額の100%交付、残った予算をドクヘリ以外経費として全都道府県で按分することとなっている。

2. 課題

医療提供体制推進事業費補助金は、救急、災害、産科、小児、周産期医療や歯科保健の推進など、医療提供体制の確立に必要な不可欠な補助金であり、事業費の減額は地域医療提供体制に深刻な問題を引き起こす恐れがある。

平成24年度の減額調整以来、県では足りない財源を、「事業の縮減や廃止」もしくは「県一般財源からの補填」等でカバーしてきたが、交付率が下がり、減額幅も大きくなってきている状況においては、それらの対応も限界となっている。

表：医療提供体制推進事業費補助金 実施事業例

単位：千円

事業分類	事業名	事業概要	事業費	国補助率	国庫申請額	交付決定額	影響
救急医療対策事業	小児初期救急センター運営事業	広域小児初期救急センターに対する運営費補助	2,550	1/3	850	150	不足分は他事業の縮減及び県一般財源から補填し事業実施
	救急医療情報センター運営事業	県内の救急医療機関の診療応需状況を一元的に把握するための救急医療情報システム運用管理費用	146,341	1/3	48,780	8,584	
周産期医療対策事業	周産期母子医療センター運営事業	周産期母子医療センターに対する運営費補助	152,559	1/3	50,853	8,949	

H29ベース 交付率 17.6%

国にお願いすること

医療提供体制推進事業費補助金について、各都道府県の申請額規模が増大している中、国予算も増額対応をいただいているが、規模拡大分を充足はできていないことから、事業計画規模を踏まえ、適正な予算を継続的に確保していただきたい。

特に、本県のようにドクヘリ運航経費が補助金申請額全体の多くの割合を占める場合、ドクヘリ以外経費の交付率(交付決定額)が相対的に押し下げられないよう、国庫補助事業として事業が成立する水準での予算確保をお願いしたい。

【県担当部局】 福祉医療部医療政策局地域医療連携課